

## DV 被害者支援と加害者対応 ～事例をとおして考える

### ●DV被害者にとって必要なのは知識

アルコール問題への関わりをはじめ、家族の中で被害を受けている人への支援を長年行ってきたが、DV被害者にとって一番必要なのは知識であると感じる。自分が受けている暴力はだれの責任なのか、トラウマの出現の仕方など、被害者にとっての正しい知識が必要。逆に、一般的な「常識」（「離婚したのにどうしていつまでも元気がないの?」、「男とはそういうもの」など）は、DV被害者を一番苦しめる。被害者自身が、自分の経験を家族の力関係から捉えなおすと分かり易い。そして、先を読んで戦略的に行動することも、被害者には必要。支援者は、被害者と一緒に先を読む存在である。

### ●平等と正義

例えば、身長異なる数人で塀越しに野球の試合を見る場合、同じ高さの踏み台を使うことは「平等（EQUALITY）」といえる。しかし、身長の低い人が他の人と同じ高さの踏み台を使った場合、「平等」であっても塀の向こうの野球を見ることはできない。一方、異なる高さの踏み台を使ったとしても、塀の向こうが見えるようにみんなの視線の高さを合わせれば、野球の試合を見ることができる。これを「正義、公正（EQUITY）」という。

これは、DVの基本であると考えている。男性と女性には、それぞれに応じた高さの踏み台が必要ではないだろうか。元々、DVは、特権を持つ男性が特権を持たない女性を暴力で支配することを言う。不況の影響等で、「男性は特権を持っていない」、「女性はハンディを持っていると思われたくない」と考える風潮があるが、やはり女性は弱者である。「ハンディを持っていると思われたくない」女性達は、幻想としての「平等」に染まってしまっているのではないだろうか。力で優位である側は、自分の力に無自覚である。力の優劣があり平等でないことは、力の劣位である側からしか見えない。また、力の劣位である側は、相手の力に敏感である。ジェンダー（社会的、文化的に形成された男女の違い）の視点がないと、DVの問題はわからない。

### ●DV加害者への取組

DV加害者への取組の出発点は、2001年のDV防止法である。DV防止法は、被害者保護と予防の法律であり、加害者処罰が含まれていないが、同法の文言に「DV加害者更生プログラムに関する調査研究を行う」という一文があり、内閣府が2002年から先進国の視察や研究を進めた。カナダへの視察に参加して、DV被害者支援の一環として加害者プログラムがあるということがよく理解できた。加害者プログラムで大切なのは我々の態度。態度がふれると、加害者をケアするだけのグループになる。我々がこれまで行ってきたのは、被害者支援の一環としての加害

者プログラムであり、加害者ケアではない。

DV加害者への取組は、内閣府の委託事業で東京都がテストケースとして始めた 18 回のプログラムがスタートであった。このテストケース終了後、加害者プログラムを原宿カウンセリングセンターで継続実施することとした。この後NPO法人RRP (Respectful Relationship Program) 研究会を設立し、現在に至る。このプログラムは任意参加としており、1回 3,000 円で、現在 1 クール 18 回 (18 週) で実施している。加害者が参加する動機の大半は妻からの要請である。プログラムを実施していると、加害者である参加者の多くが妻への影響 (PTSDなどの深い傷) を知らないことが分かる。やはり、加害者にも DV に関する知識が必要だと感じる。同時に、プログラムを実施する側も、加害者に関するリスクアセスメントをある程度行うことができるようにしておく必要がある。

プログラムが成功したか否かは、被害者の主観 (被害者が「システムにより守られている」という安心感) と客観的指標 (プログラムへの参加期間に暴力の再発なし) の組み合わせによる。加害者プログラムは効果があるという研究結果は多数あり、もはや、加害者プログラムの効果のあるなしを論じる段階ではないと感じる。

### ●日本におけるDV加害者プログラムの現状

2013 年の東京都三鷹市でのストーカー殺人事件など、警察の対応の隙について、ストーカーやDVに関わる多くの事件が起きてきた。こうした背景があり、警察は積極的逮捕へと方針を転換し、2015 年には東京に「さくらポリス」が誕生した。これは、ストーカーとDVに特化した部署で、同案件では積極的に告訴を勧め逮捕に結びつけている。しかし、警察の突出した積極姿勢と被害者支援の脆弱さの谷間で、加害者が態度を硬化させ被害者に加害行為を加えるなどの事件も見られる。一方、民間では、多くのDV加害者プログラムが立ち上がっている。ただし、国が定めるDV加害者プログラムの基準というものはなく、各団体が実施するプログラムの内容は様々で、全容も把握できていない状況である。

2016 年の内閣府の報告書「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」では、「従来、加害者プログラムは、被害者支援の領域において特異なものとして位置づけられ、被害者の安全・安心の確保の手段としてみなされてこなかった。～加害者プログラムを被害者支援のための一つのツールとして捉え、包括的な支援で検討することが必要である。」との考察がなされている。DV防止法の制定から 15 年目にして漸くといった感があるが、画期的な内容である。

### ●新たな問題

DV加害者プログラムが放置されてきた間に、現実はどんどんと変化している。そのうちの一つは離婚後の子どもとの面会交流の問題、もう一つは、面前DV (子どもによるDVの目撃) の問題である。このうち、面会交流は、昨年度以降義務化に近い状態になっている。片親疎外をなくすための法律も成立しようとしている。「相手の顔を見るのも怖い」、「子どもが怯えている」、「声を聞くだけでパニック発作を起こす」といった状況にあるDV被害者までもが、離婚後、子どもを加害者に合わせなければならぬ面会交流の強制には、疑問を感じる。そして、面前DV件数の激増がある。児童虐待の通報件数は年々増加しているが、そのうち、心理的虐待にあたる面前DVの件数が非常に増えている。この件数のほとんどは、DV通報の現場に子どもがいたた

めに児童相談所に通告されたものである。別の見方をすると、DVの通報が増えているということでもある。

DV事案に対する警察の対応の変化でも、新たな課題がある。加害者の積極的逮捕のほか、DVやストーカーの案件は専門家に繋ごうとする流れがある。東京の4つの区では、加害者の拘留期間終了後にカウンセリングを勧め、警察官が同行し、その費用を警察が補助するということが試行され、カウンセリング先として原宿カウンセリングセンターも指定された。しかし、地方では、精神科や精神保健福祉センターなどDV加害者の専門ではない機関を連携先にしている場合もあり、これでは実情は何も変わらないと言える。警察の突出した積極姿勢に被害者支援がついていくことができていない。

### ●今後の課題

今後の課題として、重要なのは児童相談所との連携である。児童相談所は、増加する児童虐待の対応で手一杯で、激増する面前DVへの対応に苦慮するなど、面前DVで通告した先が混乱しているという現状がある。また、必要なのは、面会交流の条件に父親であるDV加害者のプログラム参加を加えることである。他にも、加害者へのリスクアセスメントの実施や男性相談への応用が求められよう。そして、最も重要なのは、DV加害者プログラム実施の基準を策定することである。

(＊この要旨は、講演内容の一部を佐賀県DV総合対策センターでまとめたものです。)